

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年八月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月二十一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 越谷流山線
- 三 道路の区域

新A	旧A	旧新別
一番八地先まで	吉川市大字吉川字屋敷付一五二二番一地从ら	区間
四二・四九ゝ 四六・七五	三八・〇〇ゝ 四二・〇五	敷地の幅員 (メートル)
二八・七五		延長 (メートル)
変更の一部変更である。		備考

平成二十四年十二月二十八日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第三十四号における道路区域の変更の一部変更である。